

令和 7 年度 第 2 回 南丹市地域公共交通活性化協議会

次 第

日時 令和 7 年 10 月 28 日 (火) 午後 2 時 10 分～
場所 南丹市国際交流会館 地階 コスモホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議題

外出支援サービス（福祉有償運送）の更新について

4. 報告

第 1 号報告 南丹市地域公共交通計画の令和 7 年度事業の中間報告について

第 2 号報告 南丹市地域公共交通計画の令和 8 年度事業計画について

5. その他

6. 閉 会

【議題資料1】

外出支援サービス事業の更新について

◎自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送（園部・八木地域）

◎有償運送事業者

社会福祉法人南丹市社会福祉協議会

◎運送の区域

南丹市園部町・八木町 地内

◎運送自動車数及びその種類

12台

うち 車いす車6台（内、軽自動車4台）

回転シート車6台（内、軽自動車6台）

◎旅客の範囲

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、介護保険法第19条第1項及び第2項に規定する要支援認定・要介護認定を受けている者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する者

◎運転手の数

39名

◎旅客から收受する対価

・利用者負担額

保険料 1,000円（年1回）

利用料

自宅から目的地を経由して自宅までの距離が、

3km以内 800円

3km超 6km以内 1,000円

6km超 10km以内 1,200円

10km超 60km以内 10kmを超える10km以内ごとに1,200円に200円を加算

60km超 60kmを超える20km以内ごとに2,200円に200円を加算

・利用区域

南丹市内、京丹波町内、亀岡市内、綾部市内、京都市右京区京北地内

移送先は、原則医療機関及び院外薬局

【議題資料2】

道路運送法

(有償運送)

第七十八条　自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(平一八法四〇・全改、令二法三六・令五法一八・一部改正)

道路運送法施行規則

(自家用有償旅客運送)

第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用することが困難な者(特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者)及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)
- イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者
 - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第四号に規定する知的障害者
- 二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
 - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者(平一八国交令ハ六・全改、平一九国交令九六・平二六国交令七・平二七国交令二一・令二国交令九三・令三国交令三三・令四国交令六六・令五国交令三一・一部改正)

外出支援サービス登録者数

令和7年10月1日現在	783名
うち 園部	269名
八木	168名
日吉	181名
美山	165名

外出支援サービス実利用者数

令和7年6月末現在	334名
うち 園部	103名
八木	85名
日吉	74名
美山	72名

報告事項

令和7年度 南丹市地域公共交通活性化協議会 事業報告

【第1号報告資料】

施策名	施策	取り組み内容	令和7年度計画	令和7年度実施状況	過年度の実施状況	令和7年度事業評価
京都中部総合医療センターの移転建替えを契機にした市全体の交通体系の見直し	①-1	市全体の交通体系の見直し	ニーズ把握、事業者調整	京都中部総合医療センターの移転建替えの実施時期見直しにあわせてスケジュールの見直し。	調整中	
園部駅や八木駅のアクセス交通の充実	②-1	ぐるりんバスの見直し	ニーズ把握、事業者調整	調整中。	調整中	
	②-2	JR遅延時のぐるりんバスとJRの連携	協議が整い次第実施	JR遅延時のぐるりんバスの可能な限りの接続について、継続して協議。	事業者への意見徵取	
	②-3	八木地区のデマンドバスの見直し	ニーズ把握、事業者調整	八木町神吉地域へのアンケートによる地元ニーズの調査・把握。【参考資料①】	調整中	
	②-4	神吉線の運行空白時間帯でのデマンドバスの運行	国・府との実現可能性の協議	②-3と同一。	調整中	
	②-5	新たな移動手段の導入	実現可能性の検討	調整中。	調整中	
公共交通のわかりやすさの向上	③-1	園部駅の公共交通サインの整備	順次実施	改札出口に多言語標記の案内看板設置し、乗り場案内の拡充・継続運用。 園部駅改札口出口に、各路線バス時刻表の設置に向けてJRと協議中。【参考資料②】 園部駅観光案内所へのデジタルサイネージによるバス時刻表案内の導入に向けて継続協議。	園部駅観光案内所へのデジタルサイネージによるバス時刻表案内の導入を検討。	
	③-2	分かりやすいバス停の整備	順次実施	南丹市営バス標柱の更新(教会前、田原、下保野田)。 交差点に近い京阪京都交通穴人バス停の移設【参考資料③】	南丹市営バス標柱の更新。標柱の素材を購入。	
園部駅や八木駅の待合環境の向上	④-1	園部駅や園部駅周辺での待合環境の向上	関係者協議	園部駅観光協会窓口でぐるりんバス回数券・定期券を販売中であり、南丹市営バスにおいても回数券・定期券の販売に向けて協議中。	③-1と同一。	
	④-2	八木駅の交通結節機能の強化及び待合環境の向上	関係者協議	京都サンガの試合に合わせたパークアンドライドの実施。 (令和7年10月4日南丹市ホームタウンデー 利用実績64人) 八木駅前駐輪場(市有地)で令和8年度に一時預かり駐車場の整備に向けて制度設計中。	八木駅へのイスの設置、京都サンガの試合に合わせたパークアンドライドの実施。	
南丹市営バスや園福線等その他路線バスのルート・ダイヤ等の見直し	⑤-1	商業施設や医療施設の敷地内のバス停設置	ニーズ把握、事業者調整	南丹市営バス美山園部線の路線変更による、園部町内の商業施設近くへの運行に向けた調整・協議中。	調整中	
	⑤-2	南丹市営バスのルート・ダイヤ等の見直し	ニーズ把握、事業者調整	南丹市営バスのフリー乗降区間の追加(大町～教会前)。 芦生線の知見口までの延長に向けて内部調整中。	調整中	
	⑤-3	南丹市営バスの車内アナウンス・マイクの整備	順次導入	令和8年度の導入に向け協議及び予算資料等の作成中。	導入に向けて費用負担等調査。	
	⑤-4	園福線や京阪京都交通の路線の見直し	必要に応じて検討・実施	園福線の運行継続、幹線系統WG会議での協議。	園福線の運行開始。利用者数の集計。	
若者や子育て世代向けの利用環境の整備	⑥-1	子どもの通学・帰宅のための利便性向上	ニーズ把握、事業者調整	調整中。	安全な通学の確保のため、一部地域で南丹市営バススクール混乗バス冬季ダイヤの早期運行を行った。	
	⑥-2	駅から学校までの街灯の整備	関係者協議	調整中。	調整中	
	⑥-3	デジタル化の導入等による利便性向上	予算に応じて導入	QRコード決済の南丹市営バス全路線への導入に向けてpaypayと協議済み。 (令和8年1月から運用予定)	南丹市営バスの美山園部線へ、令和7年1月4日よりpaypay決済を導入した。	
	⑥-4	子育て世代の利用促進に向けた環境整備	順次実施	子育てタクシーを実施している京都市内のタクシー会社や陣痛タクシーを実施している亀岡市から情報・資料収集し、導入に向けて検討中。	南丹市妊婦タクシーの導入を検討。	

施策名	施策	取り組み内容	令和7年度計画	令和7年度実施状況	過年度の実施状況	令和7年度事業評価
日吉・美山地区の個別輸送の見直しや維持、確保	⑦-1	日吉デマンドバスのフリー乗降区間の拡大や運行ルート等の見直し	制度設計、事業者調整	日吉地域にデマンドバス「東胡麻」バス停の追加。	調整中	
	⑦-2	美山デマンドバスのルート固定型の見直し	制度設計、事業者調整	区域型運行への変更に向けた地元との協議を年内実施。	調整中	
	⑦-3	日吉地区のタクシーの維持・確保に向けた連携	事業者間の調整	調整中。	調整中	
公共交通での観光のしやすさ向上	⑧-1	日吉駅での観光客向けサービス機能の導入	制度設計、事業者調整	次年度以降、コインロッカー導入を含めた施設改修工事に向けて、「京都府駅周辺にぎわいづくり推進事業補助金」の活用について京都府と協議中。 ⑥-3と同一。	日吉駅にサイクルベースの導入に向けて検討。	
	⑧-2	観光客向け交通情報提供の強化	順次実施	美山かやぶきの里雪灯籠の実施に伴う南丹市営バス臨時便の運行を予定。	美山かやぶきの里雪灯籠の実施に伴い、南丹市営バスで臨時便を運行。京阪京都交通においても観光路線を運行。	
モビリティ・マネジメントなどの利用促進活動	⑨-1	使いやすい地区別の総合時刻表・マップの発行	実施	南丹市営バスのバス停ごとに掲示している時刻表を広く閲覧できるよう、市ホームページに掲載。 JR西日本の列車運行アプリWESTERについて、南丹市営バス・ぐるりんバスが検索可能となったことの周知を行うためJR及び南丹市所管課と協議中。	調整中	
	⑨-2	ターゲットにあわせた利用促進活動の実施	実施	胡麻郷小学校の校外学習に伴い市営バス乗り方教室を実施。【参考資料④】みやま子ども園で市営バス乗り方教室を実施予定。 中学生、高校生に向けて、進学後の通学の公共交通利用を促すチラシの配布。(令和7年11月配布予定。) 【参考資料⑤】市内高校生へ公共交通利用に関するアンケート調査の実施に向けた調整・協議中。	中学生、高校生に向けて、進学後の通学の公共交通利用を促すチラシを配布。 殿田小学校、胡麻郷小学校の校外学習に伴い市営バス乗り方説明会を実施。	
	⑨-3	公共交通の初心者講習会・体験会	実施	⑨-2と同一。	⑨-2と同一。	
	⑨-4	行政職員向けのモビリティ・マネジメントの実施	実施	行政職員に向け公共交通を利用した通勤の啓発。	調整中	
地域住民が主体となった利用促進活動の支援	⑩-1	地域主体の利用促進活動への支援	順次実施	市民交流事業に伴い、通常時よりも大きいサイズのバス車両の配車。 (南丹市営バスで実施。令和7年12月2日四ツ谷区民交流事業)	バスを知ろうイベントへの市営バス車両の貸し出し。 バスに乗ろう会への協力の継続。	
	⑩-2	マニュアルづくり、地域住民を対象とした勉強会の開催	順次実施	調整中。	⑩-1と同一。	
	⑩-3	地域住民などによる駅・バス停周辺の美化活動や見回り活動への支援	実施	調査中。	沿線企業の社会貢献活動として、駅美化活動に対しての協働、周知、広報。	
公共交通に対する意見を収集する体制づくり	⑪-1	学生や地域住民とのワークショップ	順次実施	通学利便の向上に向けて沿線高校とのワークショップを計画。	調整中	
	⑪-2	交通事業者やドライバーとの定期的な意見交換会	順次実施	定期的な南丹市営バス事務所主任・副主任会議の開催。 交通事業者へのアンケートの実施。	調整中	
ドライバー確保に向け支援	⑫-1	ドライバーの新規獲得に向けた支援	順次実施	二種免許取得に関する助成金制度の調査。 (先進地事例：滋賀県大津市、大阪府高槻市、山口県岩国市等で事例有)	調整中	

報告事項 令和8年度 南丹市地域公共交通活性化協議会

【第2号報告資料】

施策名	施策	取り組み内容	令和8年度当初の事業計画	予定する事業
京都中部総合医療センターの移転建替えを契機にした市全体の交通体系の見直し	①-1	市全体の交通体系の見直し	新運行開始	移転建替えの計画の見直しに合わせて実施時期の見直し
園部駅や八木駅のアクセス交通の充実	②-1	ぐるりんバスの見直し	実施（新運行開始）	実施内容の検討、事業者協議
	②-2	JR遅延時のぐるりんバスとの連携	協議が整い次第実施	継続して協議
	②-3	八木地区のデマンドバスの見直し	実施（新運行開始）	実施内容の検討、事業者協議
	②-4	神吉線の運行空白時間帯でのデマンドバスの運行	国・府との実現可能性の協議	費用見込の調査
	②-5	新たな移動手段の導入	実現可能性の検討	実現可能性の検討
公共交通のわかりやすさの向上	③-1	園部駅の公共交通サインの整備	順次実施	令和7年度設置予定の改札口前時刻表の更新等
	③-2	分かりやすいバス停の整備	順次実施	市役所前・国際交流会館前・図書館前のバス停の標記の統一化 南丹市営バス停留所看板のデザイン統一
園部駅や八木駅の待合環境の向上	④-1	園部駅や園部駅周辺での待合環境の向上	関係者協議	南丹市観光協会窓口での市営バス回数券販売の調整・順次実施
	④-2	八木駅の交通結節機能の強化及び待合環境の向上	関係者協議	イスの設置の継続 パークアンドライドの実施 八木駅周辺での一時預かり駐車場の整備に向けた予算要求及び事業実施
南丹市営バスや園福線等その他路線バスのルート・ダイヤ等の見直し	⑤-1	商業施設や医療施設の敷地内でのバス停設置	実施（新運行開始）	園部町内の商業施設近くへの運行に向けた調整・協議・順次実施。
	⑤-2	南丹市営バスのルート・ダイヤ等の見直し	実施（新運行開始）	芦生・佐々里線、鶴ヶ岡線の延長に向けて調整・順次実施
	⑤-3	南丹市営バスの車内アナウンス・マイクの整備	順次導入	予算に応じて導入
	⑤-4	園福線や京阪京都交通の路線の見直し	必要に応じて検討・実施	必要に応じて検討・実施
若者や子育て世代向けの利用環境の整備	⑥-1	子どもの通学・帰宅のための利便性向上	実施（新運行開始）	必要に応じて検討・実施
	⑥-2	駅から学校までの街灯の整備	予算に応じて整備	実現可能性の検討
	⑥-3	デジタル化の導入等による利便性向上	予算に応じて導入	paypay決済の継続運用 予算に応じて南丹市営バスへICカードシステムの導入
	⑥-4	子育て世代の利用促進に向けた環境整備	順次実施	京都府が実施するエコサマーの取組への参画 子育てタクシーの導入に向けた検討・順次実施 企画乗車券の検討・導入
日吉・美山地区の個別輸送の見直しや維持、確保	⑦-1	日吉デマンドバスのフリー乗降区間の拡大や運行ルート等の見直し	実施（新運行開始）	必要に応じて検討・実施
	⑦-2	美山デマンドバスのルート固定型の見直し	制度設計、事業者調整	事業者と実施時期の調整、制度設計
	⑦-3	日吉地区のタクシーの維持・確保に向けた連携	連携可能な範囲から実施	事業者と協議のうえ、連携可能な範囲から実施

施策名	施策	取り組み内容	令和8年度当初の事業計画	予定する事業
公共交通での観光のしやすさ向上	⑧-1	日吉駅での観光客向けサービス機能の導入	整備	「京都府駅周辺にぎわいづくり推進事業補助金」を活用し、日吉駅周辺の改修工事設計を実施
	⑧-2	観光客向け交通情報提供の強化	順次実施	イベントに合わせたバスの臨時運行 観光マップと交通案内がセットになったリーフレットのバス車内掲示
モビリティ・マネジメントなどの利用促進活動	⑨-1	使いやすい地区別の総合時刻表・マップの発行	実施	目的地別時刻表の作成 実施事業の継続
	⑨-2	ターゲットにあわせた利用促進活動の実施	実施	公共交通利用を促すチラシの配布 バス乗り方教室の実施
	⑨-3	公共交通の初心者講習会・体験会	実施	バスの乗り方教室の実施
	⑨-4	行政職員向けのモビリティ・マネジメントの実施	実施	全庁掲示板での啓発
地域住民が主体となった利用促進活動の支援	⑩-1	地域主体の利用促進活動への支援	順次実施	地域が実施するイベントとの協働
	⑩-2	マニュアルづくり、地域住民を対象とした勉強会の開催	順次実施	マニュアルの内容検討、作成
	⑩-3	地域住民などによる駅・バス停周辺の美化活動や見回り活動への支援	実施	順次実施
公共交通に対する意見を収集する体制づくり	⑪-1	学生や地域住民とのワークショップ	順次実施	通学利便の向上に向けたワークショップの実施 工業団地への意見聴取
	⑪-2	交通事業者やドライバーとの定期的な意見交換会	順次実施	公共交通事業者と連携、意見交換
ドライバー確保に向け支援	⑫-1	ドライバーの新規獲得に向けた支援	順次実施	二種免許取得に関する助成金制度について、調査・制度設計